

令和3年兵庫県立大学大学院情報科学研究科規程第15号
兵庫県立大学大学院情報科学研究科研究倫理委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学研究倫理指針、ヘルシンキ宣言及び国の策定する倫理指針に沿った倫理的配慮を図ることを目的とし、倫理的妥当性についての審査を適正かつ円滑に実施するために設置する情報科学研究科研究倫理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究等における倫理のあり方に係る基本的事項について調査し、審議を行う。
- (2) 申請者からの申請並びに情報科学研究科長（以下「研究科長」という。）からの諮問に基づき、研究等に係る計画書の倫理上の審議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 情報科学研究科（以下「研究科」という。）の教授、准教授から研究科長が指名する者4名程度
 - (2) 委員会の意見を聴いた上で、研究科長が選出した学内外の有識者1名以上
- 2 前項第2号に定める委員は、必要に応じて加えることができる。

(任期)

第4条 前条第1項第1号に定める委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、研究科長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 審査対象となる研究等に関わる委員は出席させないものとし、その数は構成員から除く。
- 5 委員長が必要と認めた場合は、委員会の同意を得て、研究等の実施責任者又は第三者を会議に出席させ、申請の内容についての説明又は意見を聴くことができる。
- 6 委員会の議事については、記録を作成し、保存するものとする。

(秘密の保持)

第7条 委員会に出席した者は、審査等を行う上で知り得た個人及び研究計画等に関する情報を、正当な理由なしに漏らしてはならない。

(審査の対象)

第8条 研究科の教員、大学院学生等が実施する研究等を審査の対象とする。ただし、研究科長が必要と認める時は、申請のない場合でも審査の対象とする。

(審査の申請)

第9条 申請者は次のとおりとし、研究科長に申請する。なお、共同研究の場合には、研究等の実施責任者が代表して申請する。

- (1) 研究科教員
- (2) 大学院学生等（指導教員の了解を得て研究者本人が申請する。）
- (3) 社会情報科学部の学生については、これを指導する教員

(審査)

第10条 委員会の判定は、次の号に掲げる表示による。

- (1) 非該当
 - (2) 承認
 - (3) 条件付承認
 - (4) 変更の勧告（要再申請）
 - (5) 不承認
- 2 委員長は、委員会の判定について、速やかに研究科長に報告しなければならない。

(公表)

第11条 第6条第6項の記録は、委員会が特に必要であると認めるときは、公表することができる。この場合においては、プライバシー保護に十分留意するほか、審議記録のうち

申請のあった研究に係る部分については、その研究等の実施責任者の同意を得るものとする。

(通知等)

第 12 条 研究科長は、委員会の判定を勘案し、申請のあった研究計画等の可否を裁定し、その結果を書面で申請者に通知しなければならない。

2 研究科長の裁定が、第 10 条第 1 項第 3 号、第 4 号、第 5 号に該当する場合には、その理由を前項の書面に記載しなければならない。

3 申請者は、裁定結果に対して、書面により不服を申し立てることができる。

4 研究科長は、不服申立があったときは、それについて委員会の意見を聴かなければならない。

(補則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。